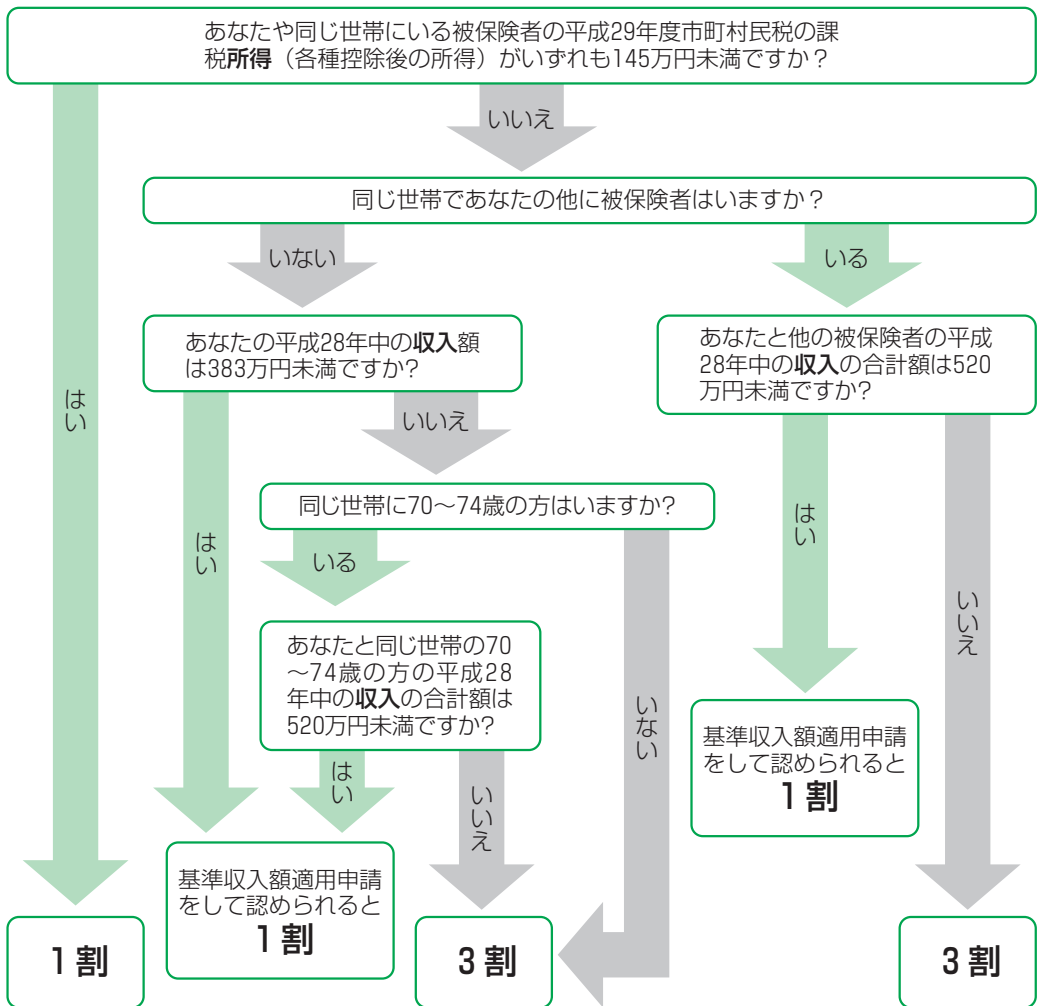


自己負担割合（平成29年8月以降） ※自己負担割合は世帯の被保険者の構成や市町村民税の課税所得の変更時にも再判定します。



収入とは 上図の収入とは、所得税法上の収入金額（一括して受け取る退職所得に係る収入金額などを除く）で、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額です（所得金額ではありません）。
 収支上の損益にかかわらず、確定申告したものは全て上図の収入金額に含みます。土地、建物、上場株式などの譲渡損失を損益通算または繰越控除するため確定申告した場合の売却収入なども含みます。

後期高齢者医療制度に加入している方の医療費自己負担割合を再判定

担当 医療課
 ☎046(252)7213
 ☎046(252)7043

75歳以上の方（生活保護受給者を除く）、後期高齢者医療広域連合から認定を受けた一定の障がいがある65～74歳の方は、後期高齢者医療制度の被保険者です。被保険者が医療機関などで受診した際に支払う医療費の自己負担割合は、毎年

該当すると思われる方には申請書を送付しているため、必要事項を記入の上、担当へ提出してください。該当すると思われるが申請書が届いていない方は、担当へお問い合わせください。
 また、現在使用中の後期高齢者医療被保険者証（以下、被保険者証）は有効期限が平成30年7月31日（火）までですが、8月1日（火）から負担区分が変更となる方には、新しい被保険者証を簡易書留で本人宛てに送付します。8月1日（火）以降に医療機関などで受診

問い合わせ先

県後期高齢者医療広域連合
 コールセンター
 ☎0570(00)1120
 県後期高齢者医療広域連合事務局
 ☎045(440)6700

国民健康保険高齢受給者証の更新

担当 国保年金課
 ☎046(252)7672
 ☎046(252)7043

70～74歳の国民健康保険加入者（後期高齢者医療制度対象者を除く）に交付している国民健康保険高齢受給者証（以下、高齢受給者証）の有効期限は7月31日（月）です。新しい高齢受給者証は7月下旬に世帯主宛てに送付します。
 8月1日（火）以降に医療機関で受診する際には、国民健康保険被保険者証と新しい高齢受給者証の両方を窓口にて提示してください。有効期限が切れた高齢受給者証は、市役所1階国保年金課または各出張所に返却するか、細かく判断して破棄してください。
 新しい高齢受給者証は、平成29年度の市・県民税課税標準額などに基づいて一

部負担金の割合を判定するため、現在の高齢受給者証と割合が異なる場合があります。
 一部負担金の割合は、現役並み所得者が3割、現役並み所得者以外が2割または1割（昭和19年4月2日以降に生まれた方は2割、昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割）です。なお、現役並み所得者でも申請により1割または2割になる場合があります。申請の対象者には申請書を送付しています。また、満75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の該当者となるので、次回有効期限（平成30年7月31日）より前に満75歳を迎える方の有効期限は、誕生日の前日までです。

国民健康保険限度額適用認定証などの有効期限

担当 国保年金課
 ☎046(252)7672
 ☎046(252)7043

入院や高額な外来診療がある場合に医療機関などの窓口で提示すると1カ月の保険診療費が自己負担限度額までとなる「国民健康保険限度額適用認定証および国民健康保険限度額適用標準負担額減額認定証（以下、認定証）の有効期限は、7月31日（月）です。8月1日（火）以降に認定証の切れた交付を希望する方は、改めて申請が必要となります（入院などの予定がない方は必要が生じた場合に申請）。有効期限が切れた認定証は、担当または各出張所へ返却するか、細かく判断して破棄してください。

認定証の適用区分は、国民健康保険加入世帯員の所得に基づいて判定されています。8月1日（火）以降の適用区分は、平成29年度（平成28年分）の所得の申告状況に基づいて新たに判定します。
申請方法 8月1日（火）以降に有効期限の切れた認定証と印を持参し直接担当へ



国民健康保険特定疾病療養受療証の更新

担当 国保年金課
 ☎046(252)7672
 ☎046(252)7043

慢性腎不全の認定を受け人工透析の治療を受ける70歳未満の方へ「国民健康保険特定疾病療養受療証（以下、療養受療証）」を交付しています。
 療養受療証は、毎年8月に自己負担限度額の再判定

を行っており、該当者には8月1日（火）から有効となる療養受療証を送付します。有効期限が切れた療養受療証は、市役所1階国保年金課または各出張所へ返却するか、細かく判断して破棄してください。

コンビニでの住民票と印鑑登録証明書の発行停止

住民基本台帳カードと個人番号カード（マイナンバーカード）を利用した、全国のコンビニエンスストア（セブンイレブン、ローソン、サークルK・サンクス、ファミリーマート、ミニストップ）での住民票の写しと印鑑登録証明書の発行が、システムメンテナンスに伴い、次の期間はサービスが利用できなくなります。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。
と き 7月20日（木）午後8時～終日
担当 戸籍住民課
 ☎046(252)8083 ☎046(255)3550